議案第８２号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。

１　譲渡する財産

羽生市もくせいの里	
種類	内容
土地	地　目：宅地 地　積：５９８．０２㎡ 所在地：羽生市大字下手子林字合羽６９１番２
建物	構　造：木造瓦葺平家建 床面積：２０５．９２㎡
工作物	外構フェンス、物置等
立木及び庭園施設	敷地内立木一式、庭園施設一式
附帯設備	附帯設備一式
物品	物品一式

２　譲渡の相手方　　埼玉県久喜市上内１４４６番地１
社会福祉法人さきたま会
理事長　竹　下　成　子

３　譲渡の目的　　認知症対応型共同生活介護事業の安定的かつ継続的な運営を確保し、併せて施設の維持管理及び更新等に係る将来の市負担の軽減を図るため。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子